

凍霜害特別対策事業のお知らせ

佐久市役所 農政課

1 趣旨

令和5年4月の断続的な降霜と低温によりりんご、もも、プルーン等が深刻な凍霜害被害が発生したことから、今後の凍霜害被害を最小限にする農業者に対して、燃焼材等の購入に係る経費の一部を補助します。

2 補助の内容

(1) 補助対象資材

以下の①又は②の資材のいずれか

① 燃焼法によるもの

- 燃焼法用ペール缶（専用缶） ○ 燃焼資材・芯
- 固形燃料（デュラフレーム）

② 散布資材によるもの

- 「霜ガード」（ゼオライトに肥料を添加した多孔質乾燥資材）
- 「霜ガード」の効果を高めるため混用使用する「グッドパートナー」（液肥）
- その他、同資材と同等以上の効果のある散布資材（要相談）

(2) 補助対象経費及び補助率

補助対象資材の購入に要した経費 1 a 当たり上限 5,500円（税込み）

補助率 1/2以内

例；36 a の場合

補助対象経費 55,000円/10 a × 36 a = 198,000円

補助金額 198,000円 × 1/2 = 99,000円

(3) 必要な書類等

予算に限りがありますので、申請にあたっては事前に農政課へお問い合わせください。

① 事業申請時

補助金交付申請書、農地の位置がわかる地図、果樹が確認できる農地の写真、令和4年度もしくは令和5年度の果樹の出荷が確認できる書類、購入する資材の見積書（写し）

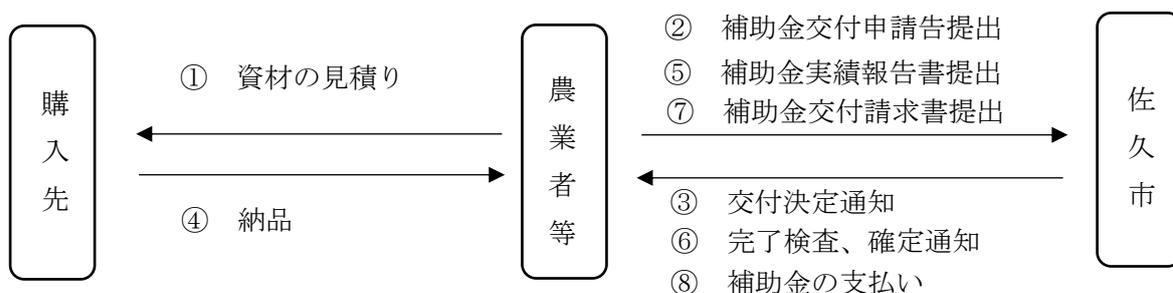
② 事業実績報告時

補助金実績報告書、購入した資材の納品書（写し）

③ 市から補助金額の確定通知の受取後

補助金交付請求書

3 事業の流れ



問合せ：佐久市役所農政課 担当（戸沢、五十嵐）TEL 62-3203